

建築基準法第43条第1項ただし書き許可の変更に係る手続きの取扱い

長崎県建築主事会議

平成29年4月1日

建築基準法(以下「法」という。)第43条第1項のただし書き許可を受けた建築物の変更については、再度許可を要しないとする規定がないことから、原則として改めて許可を受ける必要があります。ただし、包括同意基準に適合し許可したものに限り、以下のとおり分類し取り扱うものとします。

1. 軽微な変更として、再度の許可申請を省略し、届出等を行うもの。

- (1) 建築確認申請において、法施行規則第3条の2(確認を要しない軽微な変更)に該当する変更

(別途定める「建築確認を受けた建築物の計画変更等の取扱い要領」を参考にしてください。)

- (2) 計画変更確認申請が必要となる変更のうち、接道規定に直接影響がない変更

(上記要領の【別表1】におけるNo11以降に該当するものとします。)

- (3) 申請者の変更(申請者の追加、削除を含みます。)

この場合、所有者の承諾書、管理者との協議簿等を再度添付してください。

※届出書の様式は、以下によります。

長崎県	許可事項変更届出書	上記(1)(2)
	長崎県建築基準法施行細則 第1号様式	上記(3)
長崎市	建築基準法第12条第5項の報告	上記(1)(2)
	長崎市建築基準法施行細則 第1号様式	上記(3)
佐世保市	佐世保市建築基準法施行細則第31号様式正副	上記(1)(2)(3)

2. 改めて許可申請を行うもの。

(許可申請手数料が必要です。)

- (1) 前項「1. 軽微な変更として、許可を省略し、届出を行うもの」に該当しない変更。

- (2) その他、計画の継続性があると判断できない変更。